

発議第 10 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について（案）

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように制定する。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議会の議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から同年9月30日までの間に係るもの
に限り、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)
別表第1に規定する議員報酬月額にかかわらず、当該議員に係る同表に掲げる額から当該
額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定
により提出します。

令和2年6月16日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和

(提案理由)

議会の議員の議員報酬を減額して支給する措置を講ずるため提案するものである。